

## 請求書の押印省略に関する Q&A

No.	質 問	回 答
<b>I 対象となるもの</b>		
1	押印が省略できる書類は何ですか。	請求日が令和6年4月1日以降の請求書が対象になります。 ただし、請求書であっても、法令、規則又は要綱等の規定により押印を求めているものについては省略できません。
2	電子メール、FAX で請求書の提出は可能ですか。	請求書は電子メールによる提出も可能です。FAX による提出は、正当な請求書等の要件が鮮明に読み取れない可能性があることから不可とします。 送信先のメールアドレスについては各課代表メールとなりますので、担当課へご確認願います。
3	従来どおり、請求書に押印し、郵送や持参してもよいですか。	押印された請求書の取扱いに変更はありません。 従来どおりの提出方法（郵送、持参）で提出してください。
<b>II 押印省略の方法</b>		
4	押印を省略する場合の請求書の記載方法を教えてください。	請求者が法人・個人事業主・任意団体の場合は、請求書に名称・住所・代表者の職・氏名に加え、「発行責任者及び担当者」の役職（所属）・氏名及び連絡先を必ず記載してください。確認のため、担当課より連絡させていただく場合もあります。 なお、請求者が個人の場合は、「発行責任者及び担当者」の記載は不要とします。
5	発行責任者とは誰ですか。	発行責任者は請求書発行部門の長などが想定されますが、役職に関わらず、請求書を発行するにあたり責任を有する方となります。
6	担当者とは誰ですか。	本取引に関する事務を担当する方となります。
7	発行責任者と担当者が同じ場合は、どのように記載するのですか。	発行責任者の役職・氏名及び連絡先（電話番号）のみ記載してください。
8	個人事業者（1人で事業所等を営営されている場合等）で代表者と発行責任者と担当者がすべて同じ場合、発行責任者等はどのように記載するのですか。	① 代表者の役職・氏名等は省略できません。必ず記載してください。 ② 発行責任者の役職・氏名及び連絡先（電話番号）は記載してください（代表者と同一となります）。担当者の氏名等については記載する必要はありません。
9	責任者や担当者名の記載は、名字のみの記載や押印でもよいですか。	氏名（フルネーム）の記載が必要です。

No.	質 問	回 答
10	発行責任者や担当者名の記載は、手書きでもよいですか。	手書きでの記載も可とします。ただし、鉛筆、消せるボールペンでの記載は不可です。
11	請求書について、法人の代表者の職名・氏名等も省略できますか。	今回の取扱いは、発行責任者及び担当者の役職・氏名・連絡先等を記載することで押印を省略できる取扱いとするものであり、従来の記載事項を省略することはできません。
12	連絡先は携帯番号でもよいですか。	固定電話番号としてください。ただし、固定電話を設置していない場合は、携帯電話番号を記載してください。
13	連絡先はメールアドレスだけでもよいですか。	請求書に不明な点があった場合に、市の担当課から直接連絡する必要があることから、電話番号は必ず記載してください。
14	押印を省略して電子メールで提出する場合、発行責任者及び担当者の氏名、連絡先等は、メール送信文ではなく、必ず請求書に記載しなければなりませんか。	発行責任者及び担当者の氏名等については、必ず「請求書」に記載してください。
15	押印を省略した請求書に訂正箇所がある場合は、どのような対応になりますか。	押印の省略により、訂正印による修正は不可となりますので、お手数ですが「差し替え」での対応をお願いします。 なお、押印を省略していない請求書については、従来どおり請求書に押印した代表者印で訂正が可能です。
<b>III 電子メールによる提出</b>		
16	請求書をメールで提出する場合、ファイル形式の指定はありますか。	すべて PDF 形式のファイルとし、データ容量の小さいものとしてください。
17	押印を省略した請求書は、電子メールで提出しなければならないのですか。	押印を省略した場合、電子メールのほか、従来どおり郵送や持参で、紙面による提出も可能です。
18	電子メールに請求書を添付する代わりに、請求金額を含む請求書の内容をメール本文に記載してもよいですか。	請求書の提出を省略することはできません。 電子メールで提出する場合は、請求書を PDF 形式のファイルにし、電子メールに添付して提出してください。
19	押印のある請求書も電子メールで提出することはできますか。	押印のある請求書も電子メールでの提出を可とします。 ただし、代表者印の印影（カラー）が確認できる PDF 形式のファイルで提出してください。